

沖縄管内の船員の特定最低賃金が改正されます
～ 月額で 6,000円 から 7,400円 の 引き上げ ～

沖縄総合事務局長（三浦 健太郎）は、沖縄地方交通審議会（会長 上原 義信）より、「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金」、「沖縄海上旅客運送業最低賃金」の改正に関する答申を受け、答申どおり改正することを決定し、令和6年3月5日付け、沖縄総合事務局の管轄区域の最低賃金を改正する旨の官報公示を行いました。

これにより、上記2業種に関する最低賃金は、別添のとおり改正し、令和6年4月4日から発効しますので、お知らせします。

○船員の最低賃金について

船員の最低賃金は、海上労働の特殊性を考慮し、陸上勤務者の最低賃金とは別に定められており、船員の最低賃金に係る決定・改正・廃止については、国土交通省の管轄となっています。

○最低賃金の改正手続きについて

国土交通大臣権限に関する最低賃金の改正は交通政策審議会に、地方運輸局長（沖縄においては沖縄総合事務局長）権限に関する最低賃金の改正は各地方交通審議会に諮問し、当該審議会に設置される業種ごとの最低賃金専門部会により調査審議された後、当該審議会からの答申を受けて、改正の決定が行われます。

【問い合わせ先】

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
内閣府沖縄総合事務局 運輸部 船舶船員課
担当者名：比屋根
TEL：098-866-1838（直通）
FAX：098-860-2236

沖縄総合事務局長決定に係る船員最低賃金【効力発生日：令和６年４月４日】

(すべて月額)

業 種 別	職 種 等	最低賃金額 (改正前の額)	引き上げ額 (増加率)
沖縄内航鋼船運航業 及び 木船運航業	職 員	258,950 円 (251,750 円)	7,200 円 (2.86%)
	若年職員	242,500 円 (235,300 円)	7,200 円 (3.06%)
	部 員	200,350 円 (193,150 円)	7,200 円 (3.73%)
	部 員 (海上経歴３年未満)	191,050 円 (183,850 円)	7,200 円 (3.92%)
沖縄海上旅客運送業	職 員	255,750 円 (248,350 円)	7,400 円 (2.98%)
	部 員	192,900 円 (186,900 円)	6,000 円 (3.21%)

(注)

１．若年職員とは、船舶職員養成施設のうち、特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者をいう。

２．上記の業種に適用する船舶の範囲（適用地域：沖縄総合事務局管内）

（１）沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業

国内各港間のみを航海する船舶のうち、平水区域を航行する船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数１００トン未満の鋼船、木船の船舶所有者

※ 沿海区域を航行区域とする総トン数１００トン以上の鋼船は大臣権限、別紙（参考）のとおり

（２）沖縄海上旅客運送業

旅客運送の用に供する船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数１００トン未満の船舶、１００トン以上の船舶でその航行区域が平水区域から当該船舶の最大速力で２時間以内に往復できる区域内に限定されている（限定沿海区域）船舶の船舶所有者

※ 旅客運送に供する船舶で、上記２．（２）以外の船舶は大臣権限、別紙（参考）のとおり

別紙（参考）

国土交通大臣決定に係る船員最低賃金

【効力発生日：令和6年2月21日】

（すべて月額）

業 種 別	職 種 等	最低賃金額	引き上げ額 (増加率)
内航鋼船運航業	職員	258,950 円 (251,750 円)	7,200 円 (2.86%)
	若年職員	242,500 円 (235,300 円)	7,200 円 (3.06%)
	部員	200,350 円 (193,150 円)	7,200 円 (3.73%)
	部員（海上経歴3年未満）	191,050 円 (183,850 円)	7,200 円 (3.92%)
海上旅客運送業	職員	255,750 円 (248,350 円)	7,400 円 (2.98%)
	事務部職員	200,750 円 (194,250 円)	6,500 円 (3.35%)
	部員	192,900 円 (186,900 円)	6,000 円 (3.21%)

（注）

- 若年職員とは、船舶職員養成施設のうち、特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者をいう。
- 上記の業種に適用する使用者及び適用する船舶の範囲（適用地域：全国）
 - 内航鋼船運航業
国内各港間のみを航海する鋼船のうち、近海区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の鋼船の船舶所有者
 - 海上旅客運送業
旅客運送の用に供する船舶のうち、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶の船舶所有者